

## 令和2年第3回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第3回水巻町議会定例会は、令和2年6月3日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	洞ノ上 浩 司	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和2年6月 定例会**  
**(第3回)**

**本会議 会議録**

令和2年6月3日

水巻町議会

# 令和2年第3回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年6月3日

午前10時00分開会

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和2年第3回水巻町議会定例会を開会いたします。

## 日程第1 議席の変更について

議長（白石雄二）

日程第1、議席の変更について。これより議席の変更を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、当分の間、議席の間隔を開けるため、水巻町議会会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付しました議席表のとおり変更いたします。議案類を持って新議席に移動、着席願います。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時02分 再開

議長（白石雄二）

再開いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（白石雄二）

日程第2、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に14番 水ノ江議員、2番 廣瀬議員を指名いたします。

## 日程第3 会期について

議長（白石雄二）

日程第3、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月19日まで、17日間をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議なしと認めます。よって会期は、6月19日まで17日間と決しました。

## **日程第4 諮問第1号 / 日程第5 諮問第2号**

**議 長（白石雄二）**

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上、2件につきましては、一括して提案させていただきます。

諮問第1号人権擁護委員 安高郁子氏及び諮問第2号人権擁護委員 稲田純氏の任期が、ともに令和2年12月31日で満了となりますが、再度、推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。よろしくお願ひいたします。

## **日程第6 同意第2号**

**議 長（白石雄二）**

日程第6、同意第2号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

同意第2号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員竹内國雄氏の任期が令和2年7月31日で満了となりますが、再度選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしくお願ひいたします。

## **日程第7 同意第3号 / 日程第8 同意第4号 / 日程第9 同意第5号 / 日程第10 同意第6号 / 日程第11 同意第7号 / 日程第12 同意第8号 / 日程第13 同意第9号 / 日程第14 同意第10号 / 日程第15 同意第11号 / 日程第16 同意第12号 / 日程第17 同意第13号**

**議 長（白石雄二）**

日程第7、同意第3号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第8、同意第4号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第9、同意第5号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第10、同意第6号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第11、同意第7号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第12、同意第8号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第13、同意第9号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第14、同意第10号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第15、同意第11号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第16、同意第12号 水巻町農業委員会委員の任命について、及び日程第17、同意第13号 水巻町農業委員会委員の任命についての11案件を一括議題と致します。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

#### **町 長（美浦喜明）**

同意第 3 号から同意第 13 号までの水巻町農業委員会委員の任命について。以上、11 件につきましては、一括して提案させていただきます。

現在の農業委員会委員の任期が、令和 2 年 7 月 19 日で満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、改めて 11 人の委員を任命したいので、議会の同意を求めます。

引き続き任命する委員は、同意第 3 号 永沼靖氏、同意第 4 号 木寺敬一郎氏、同意第 5 号 木原一博氏、同意第 6 号 江藤喜美雄氏、同意第 7 号 甲斐洋子氏、同意第 8 号 小田弘二郎氏、同意第 9 号 安部義人氏で、新たに任命する委員は、同意第 10 号 木原年廣氏、同意第 11 号 森田まゆみ氏、同意第 12 号 嶺才三氏、同意第 13 号 小田尚徳氏です。

よろしく願いいたします。

#### **日程第 18 報告第 4 号**

##### **議 長（白石雄二）**

日程第 18、報告第 4 号 水巻町税条例等の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

#### **町 長（美浦喜明）**

報告第 4 号 水巻町税条例等の一部改正の専決処分の報告について。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、水巻町税条例の急務を要する部分について、専決処分により改正したものです。

主な改正の内容は、まず、個人住民税について、寡婦控除等の見直しに合わせて、要件を満たす場合に扶養親族申告書の記載を不要とするものです。

次に、固定資産税について、所有者不明土地等に係る課税上の課題へ対応するため、所有者が一人も明らかとならない固定資産については、使用者を所有者とみなして課税することができるようになるほか、所有者が死亡し相続登記がされていない物件については、現所有者に対して氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとしています。

次に、たばこ税について、課税免除の手続きを簡素化する規定を追加しています。

そのほかにも、項ズレや改元への対応など所要の改正を行なっています。

よろしく願いいたします。

#### **日程第 19 報告第 5 号**

##### **議 長（白石雄二）**

日程第 19、報告第 5 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

## 町 長（美浦喜明）

報告第 5 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告について。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、水巻町国民健康保険税条例の急務を要する部分について、専決処分により改正したものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を 2 万円、介護納付課税額の課税限度額を 1 万円引き上げるほか、国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額について、5 割軽減は 5 千円、2 割軽減は 1 万円、それぞれ引き上げることにより、軽減措置の拡充を図るものです。

また、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、租税特別措置法に合わせた改正を行なっています。

よろしくお願いいたします。

## 日程第 20 報告第 6 号

### 議 長（白石雄二）

日程第 20、報告第 6 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

## 町 長（美浦喜明）

報告第 6 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、令和元年度末に確定した収支に基づいて、所要の補正を専決処分させていただいたものです。

この補正は、歳入の確定額や超過額及び歳出予算の不用額などをとりまとめ、令和元年度の一般会計予算を最終調整することを主な目的としております。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 7 千 800 万円を減額しまして、102 億 2 千 900 万円としています。

歳入予算の主なものといたしまして、町税を 1 千 660 万 5 千円、地方交付税の特別交付税を 2 千 799 万円、財産収入を 2 千 20 万 5 千円増額するなどしています。また、地方消費税交付金を 2 千 144 万 2 千円、国庫支出金を 7 千 82 万 6 千円、繰入金を 2 億 4 千 860 万円、町債を 1 億 1 千 70 万円減額するなどしています。

歳出予算の主なものといたしましては、通学路安全対策工事や二町営住宅外部改善工事、図書館・歴史資料館空調設備等改修工事などの投資的経費を 9 千 700 万円減額するほか、国民健康保険事業特別会計への繰出金 4 千 300 万円、福岡県介護保険広域連合負担金 5 千 300 万円、プレミアム付商品券事業費 3 千 300 万円など、予算の不用額を減額しています。

なお、今回の補正予算で、みずまろ PR グッズ購入費、新型コロナウイルス感染症対策事業、地域防災計画改訂業務につきましては、年度内に事業が完了する見込みがないことから、繰越明許費の設定をしています。

よろしくお願いいたします。

## **日程第 21 報告第 7 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 21、報告第 7 号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

報告第 7 号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、令和元年度の国民健康保険事業特別会計におきまして、保険給付費の確定に伴い、所要の補正を専決処分させていただいたものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4 千 300 万円を減額しまして、32 億 6 千 250 万 5 千円としています。

歳出予算につきましては、保険給付費の確定に伴い、一般被保険者療養給付費を 5 千 300 万 1 千円減額し、国民健康保険財政調整基金積立金を 1 千万 1 千円増額しています。

また、歳入予算につきましては、一般会計繰入金を 4 千 300 万円減額しています。

よろしく願いいたします。

## **日程第 22 報告第 8 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 22、報告第 8 号 令和元年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

報告第 8 号 令和元年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度中の一般会計予算のうち、年度内に事業等の完了ができなかった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。

よろしく願いいたします。

## **日程第 23 報告第 9 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 23、報告第 9 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

報告第 9 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、国の補正予算第 1 号「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、迅速かつ的確に家計への支援を行うため一律一人あたり 10 万円を給付する「特別定額給付金給

付事業」の経費および子育て世帯への生活を支援する「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」の経費、そのほかにも「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業にかかる経費など、新型コロナウイルス感染症対策の経費について、所要の補正を専決処分させていただいたものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 29 億 5 千 400 万円を追加しまして、135 億 7 千 800 万円としています。

歳出予算につきましては、まず、総務費では、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」として、広報臨時号の作成・配布の経費を 70 万円増額しています。

次に、民生費では、「特別定額給付金給付事業」として、一律一人あたり 10 万円を給付する特別定額給付金を 28 億 1 千万円、給付に伴う事務費を 3 千 200 万円、「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」として、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり 1 万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金を 3 千 800 万円、給付に伴う事務費を 165 万円計上しています。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町独自の事業」として、特に子育て世帯への生活を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金の対象児童一人あたりに 5,000 円を上乗せした町独自の子育て世帯への臨時特別給付金を 1 千 900 万円、家計の急変を下支えするための高等学校等入学祝金を 60 万円、私立保育所、認定こども園等の従事者への支援として新型コロナウイルス感染症対策支援金を 250 万円、そのほか、保育所等新型コロナウイルス感染予防対策の経費を 25 万円増額しています。

衛生費では、外出自粛による家庭ごみの増加に対し、全世帯に家庭用ゴミ袋を配布する経費として 950 万円増額しています。

次に、商工費では、テイクアウトやデリバリーを行う飲食店の支援として、水巻エール飯支援冊子の作成・配布の経費 170 万円、緊急事態宣言発出に伴う休業要請協力店に対する支援として、1 事業所あたり 10 万円の新型コロナウイルス感染拡大防止休業店舗協力金を 2 千万円計上しています。

土木費では、新型コロナウイルス感染症対策として、町営住宅の一時提供が行えるように空き家住宅の修繕費を 250 万円増額しています。

また、教育費において、放課後児童クラブへの新型コロナウイルス感染症対策支援金を 30 万円、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策費を 160 万円、家計の急変を下支えするための小中学校の就学援助費を 350 万円、そのほか、通常の夏休み期間中に学校給食を実施するための猪熊・頃末小学校給食室空調設置工事費を 1 千 20 万円増額しています。

歳入予算につきましては、国庫支出金 29 億 2 千 140 万円、繰入金 2 千万円、繰越金 240 万円、町債 1 千 20 万円を増額しています。

よろしくお願いたします。

## **日程第 24 報告第 10 号**

議 長（白石雄二）

日程第 24、報告第 10 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告に

ついてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

#### **町 長（美浦喜明）**

報告第 10 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業にかかる経費など、所要の補正を専決処分させていただいたものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 6 千 400 万円を追加しまして、137 億 4 千 200 万円としています。

歳出予算につきましては、まず、民生費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童手当現況届の受付業務を窓口受付から郵送受付に変更するための経費を 30 万円、認可外保育施設等の利用を自粛している保護者に対して、保育料の減額相当分を支援する認可外保育所施設等利用者助成金を 100 万円増額しています。

次に、労働費では、新型コロナウイルス感染症の影響で、働く場を失った人などに対して雇用の場を創出するため、会計年度任用職員の緊急雇用の経費を 950 万円増額しています。

また、商工費では、町内のすべての事業所および店舗等を対象に、事業の継続を下支えするため、支給要件を満たす事業者に一律 15 万円の水巻町内事業者持続化緊急支援金を 1 億 5 千万円、それに伴う事務費を 40 万円増額しています。

さらに、消防費では、梅雨入りを間近に控え、避難所運営時の新型コロナウイルス感染症対策に必要な防災備蓄物資の購入経費を 280 万円増額しています。

歳入予算につきましては、国庫支出金 9 千 531 万 2 千円、県支出金 177 万 4 千円、繰入金 6 千万円、繰越金 691 万 4 千円を増額しています。

よろしく願いいたします。

#### **日程第 25 報告第 11 号**

#### **議 長（白石雄二）**

日程第 25、報告第 11 号 水巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

#### **町 長（美浦喜明）**

報告第 11 号 水巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の報告について。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給の規定が追加されたことに伴い、本条例の関連部分について、専決処分により改正したものです。

改正点は、町が行う事務に、広域連合条例に規定する傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付業務を追加するものです。

よろしく願いいたします。

## **日程第 26 議案第 24 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 26、議案第 24 号 水巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 24 号 水巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、本条例を改正するものです。

改正点は、法改正に伴う引用法律の題名の変更及び条項ズレに対応するものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第 27 議案第 25 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 27、議案第 25 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 25 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正され、災害援護資金の貸付を受けた者への償還金の支払い猶予や償還免除の規定が見直されるとともに、市町村に災害弔慰金等の支給に関して調査審議するための審議会を設置するよう努力義務が規定されました。

この法改正を踏まえ、本条例を改正し、償還金の支払い猶予や償還免除について関係条文の整理を行うとともに、町の災害弔慰金等支給審査委員会についての規定を追加するものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第 28 議案第 26 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 28、議案第 26 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 26 号 水巻町税条例の一部改正について。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、水巻町税条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、まず、個人住民税について、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直しを行います。

次に、市町村たばこ税について軽量の葉巻たばこの課税方式が見直され、国のたばこ税と同

様に、軽量な葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法となります。

併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置の規定を追加しています。

そのほかにも、法改正に伴う条項ズレや字句の訂正など所要の改正を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第 29 議案第 27 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 29、議案第 27 号 水巻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 27 号 水巻町手数料条例の一部改正について。

住民基本台帳法の改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍附票の除票の写しの交付が制度化されたため、それぞれの手数料を条例に明記するよう、本条例を改正するものです。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、通知カード再発行の手数料の規定を削除するものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第 30 議案第 28 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 30、議案第 28 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 28 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、本条例を改正するものです。

改正点は、特定地域型保育事業を利用していた満 3 歳未満児を優先的に取り扱うなどの措置を講じている場合についても、特定地域型保育事業者による事業所卒園後の満 3 歳未満児の受入先となる連携施設の確保義務を適用しないこととするものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第 31 議案第 29 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 31、議案第 29 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 29 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、本条例を改正するものです。

改正点は、地域型保育事業を利用していた乳幼児を優先的に取り扱うなどの措置を講じている場合についても、地域型保育事業者による事業所卒園後の乳幼児の受入先となる連携施設の確保義務を適用しないこととするほか、保護者が疾病や障がい等の場合についても、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できるよう規定の追加を行うものです。

併せて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、3 階以上の保育室等については耐火建築物とする旨の規定を追加するものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第 32 議案第 30 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 32、議案第 30 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 30 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、本条例を改正するものです。

主な改正点は、放課後児童支援員となるため受講すべき研修の実施主体に、地方自治法に規定する指定都市及び中核市を追加するものです。

併せて、放課後児童支援員の資格の「みなし規定」について、経過措置期間を 5 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとするものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第 33 議案第 31 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 33、議案第 31 号 消防ポンプ自動車の購入契約の締結についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 31 号 消防ポンプ自動車の購入契約の締結について。

消防団第 2 分団及び第 4 分団に配備しております消防ポンプ自動車 2 台の更新について、令和 2 年 5 月 11 日、指名競争入札に付した結果、落札者と購入契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。なお、契約の相手方は、北九州市小倉北区篠崎一丁目 2 番 33 号愛知ポンプ工業株式会社北九州営業所所長宮近和則氏で、契約の金額は、4 千 382 万 8 千 880 円です。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

**日程第 34 議案第 32 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 34、議案第 32 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 32 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）について。

今回の補正予算は、「学校施設環境改善交付金」の事業採択に伴い、伊左座小学校体育館屋外トイレ等の改修事業の経費を計上するほか、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用を可能とするための住民基本台帳システムの改修経費、4 月の人事異動に伴う人件費の予算組み換えについて、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 千 750 万円を追加しまして、137 億 6 千 950 万円としています。

歳出予算につきましては、まず、総務費で、国外転出者によるマイナンバーカード利用を可能とするための住民基本台帳システムの改修委託料を 250 万円、教育費において、伊左座小学校体育館屋外トイレ等改修工事費を 2 千 500 万円増額しています。次に、人事異動に伴う人件費予算の組み換えとしまして、総務費の職員手当等を 88 万円減額しまして、農林水産業費を 45 万円、商工費を 43 万円、それぞれ増額しています。

歳入予算につきましては、国庫支出金 704 万円、繰入金 1 千 200 万円、前年度繰越金 96 万円、町債 750 万円を増額しています。また、戸籍システムリース料およびホームページシステムリース料につきましては、「債務負担行為」の設定をお願いするものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 42 分 散会